

福島町告示第17号

町有財産売払いの告示について

町有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び福島町契約事務規則（平成7年3月30日規則第14号）第7条の規定に基づき告示する。

平成26年8月13日

福島町長 佐藤 卓也

1. 入札に付する物件

物件番号1 旧吉岡歯科診療所（土地及び建物）

(1) 土地

所在地	地目	面積 (㎡)
福島町字吉野 519 番 7	宅地	243.18
福島町字吉野 521 番 8	雑種地	115.00
計		358.18

(2) 建物

建物名称	構造	床面積 (㎡)
町有建物（旧吉岡歯科診療所）	木造2階建	204.58

【入札予定価格】

3, 200, 000円

2. 入札参加資格等

申込みは、個人又は、法人とします。

＜参加資格＞ 次のいずれかの規定に該当する方は参加できません。

- ①市町村民税を滞納している者
- ②転売目的、不動産取引等営利を目的とする者
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）により指定された暴力団員及びその構成員
- ④地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
当該入札に係る締結を有しない者（未成年者、被保佐人、被補助人）及び破産者で復権を得ていない者

- ⑤福島町の財産に関する事務に従事する職員
- ⑥前各号に掲げるもののほか、特に町長が定めるもの

3. 入札参加申込方法等

入札に参加しようとする方（以下「入札参加者」という。）は、本案内書をよくお読みになり、必ず入札の条件、契約条項、現地の状況等を十分に確認し、すべて了解されたうえで申込みをしてください。

（1）入札参加に必要な提出書類

入札参加者は、次の書類（以下「申込書等」という。）を申込者の区分により提出してください。

①入札参加者が個人の場合

- ア 入札参加申込書兼参加証
- イ 誓約書
- ウ 住民票の写し（発行後1か月以内のもの）
- エ 納税証明書（市町村民税）
- オ 印鑑登録証明書（原本）（発行後1か月以内のもの）

②入札参加者が法人の場合

- ア 入札参加申込書兼参加証
- イ 誓約書
- ウ 法人登記簿謄本又は履歴全部事項証明書（原本）（発行後1か月以内のもの）
- エ 納税証明書（法人市町村民税）
- オ 代表者の印鑑登録証明書（原本）（発行後1か月以内のもの）

（2）提出方法

申込書等の提出は、提出場所に直接持参することにより行いものとし、郵送によるものは受け付けません。

（3）提出期間

平成26年8月13日（水）から8月21日（木）
午前8時30分から午後5時まで

（4）提出場所

松前郡福島町字福島820番地 福島町役場総務課（2階）

（5）入札参加にあたっての留意事項

- ①申込書等の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とします。
- ②提出された申込書等は、入札参加資格の確認以外に使用しません。
- ③提出された申込書等は、返却しません。
- ④申込受領後における申込書等の差替え又は再提出は認めません。

（6）物件の確認について

必ず現地をご確認ください。参加申込を行う際には、必ず入札参加者ご自身において、現地等の調査確認を行ってください。

※物件は、現況のままで引き渡します。(図面と現況が相違している場合は、現況が優先します。)

水道、電気、ガス及び電話等の引込みに係る手続き及び費用の負担、また、既存建物の清掃、補修、解体、撤去、工作物の移転・撤去等に係る手続き及び費用の負担、支出等は一切行いません。

4. 入札参加資格等の確認通知

- (1) 提出された申込書等に基づき、入札参加資格の有無の確認を行い、入札参加申込書兼参加証(受付印を押したコピー)、入札書、委任状等を、平成26年8月25日(月)までに入札参加者に通知します。
- (2) 入札参加申込書兼参加証(受付印を押したコピー)が入札場所への入場証明となりますので、入札当日忘れずにお持ちください。
- (3) 入札参加資格等がないと確認された場合は、入札に参加することはできません。

5. 入札の実施日時及び場所等

- (1) 入札実施日時
平成26年8月27日(水) 午前10時
- (2) 場 所
松前郡福島町字福島820番地
福島町役場 2階保健栄養指導室

6. 入札当日に持参するもの

- (1) 入札参加申込書兼参加証(受付印を押したコピー)
- (2) 入札書
- (3) 実印(代理人が入札する場合は、代理人が使用する印鑑)
- (4) 委任状(代理人により入札する場合は、委任状を提出してください。)

7. 入札保証金

入札保証金は免除します。

8. 入札方法等

- (1) 入札書は直接持参によるものとし、郵送による入札は認めません。
- (2) 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、入札会場に持参してください。
- (3) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできません。
- (4) 開札は、入札の場所において入札終了後直ちに、入札者又はその代理人の立ち会いの上で行います。
開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名(法人場合は名称)及び落札金額を入札会場において宣告します。
- (5) 落札の決定に当たっては、福島町が定めた入札予定価格以上の金額で、最も高い金額に

より入札を行った者を落札者とします。

- (6) 落札者となるべき者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。
- (7) 入札を公正に執行することができないなど、特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。
- (8) 当該物件は、消費税法上、混在財産（消費税法別表第一（第6条関係）に掲げる非課税財産（土地）及び別表に掲げる以外の課税財産（建物）が混在している財産）となりますので、落札額の決定は、入札書の「入札金額」欄記載の金額をもって行います。

9. 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札において同一人がした2つ以上の入札
- (3) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (4) 不正行為による入札
- (5) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確な入札
- (6) 入札の案内書等において示された条件に違反した入札
- (7) 入札に関し、担当職員の指示に従わなかった入札
- (8) 予定価格未満の額での入札
- (9) その他、入札に際し不正な行為があった入札

10. 契約の締結

- (1) 落札後、落札者に契約書を2部お渡ししますので、7日以内（平成26年9月3日（水））までに実印押印、収入印紙貼付（1部のみ）のうえで持参してください。
- (2) 落札者が、落札後7日以内（平成26年9月3日（水））までに契約を締結しない場合、当該落札は無効となりますので、十分ご注意ください。
- (3) 売買代金以外にも売買契約書に貼付する収入印紙等、契約の締及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

11. 契約保証金

契約保証金は免除します。

12. 売買代金の納入方法

- (1) 売買代金の納入は、契約締結後、30日以内に福島町の発行する納入通知書により納めていただきます。
- (2) 売買代金の分割納付はできません。

13. 所有権の移転等

- (1) 売払物件の所有権は、購入者が売買代金を全額納めたときに移転します。
- (2) 所有権移転登記の手続きは、売買代金が納められたことを確認した後、福島町が行いま

す。

(3) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、購入者の負担となります。

(4) 売払物件は、所有権移転後、現地で境界を確認し、現状有姿のまま引渡します。

14. その他

本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、福島町契約事務規則等によって処理します。

入札に参加を希望される方は、別途、定める「平成26年度一般競争入札による町有財産売払いのご案内」を参照のうえ、入札に参加ください。

15. 売払い日程

項 目	期 間	時 間	場 所
案 内 書 配 付 ・ 入 札 参 加 申 込 み	8月13日(水)～ 8月21日(木)	午前8時30分から 午後5時00分まで	福島町役場 2階総務課
入 札 参 加 資 格 等 確 認 通 知	8月25日(月)		
入 札 日	8月27日(水)	午前10時から	福島町役場 2階保健栄養指導室
売 買 契 約 締 結	落札後7日以内 9月 3日(水)		福島町役場 2階総務課
売買代金納付期限	契約締結後30日以内		福島町指定金融機関等

16. お問い合わせ先

福島町役場 総務課財産管理係

電 話 0139-47-3001

FAX 0139-47-4504